平成２９年（フ）第３１７号
盛岡市みたけ５丁目６番27号　栗原方、旧住所盛岡市月が丘１丁目30番25号　メゾンボヌールＡ―203号
債務者　髙橋　瑞紀
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６号
岩手県九戸郡洋野町種市第41地割98番地３
債務者　竹根　智美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１９２号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目10番地５フジハイツ202号
債務者　小室美千代
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９５号
茨城県つくば市花畑１丁目８番地51　筑波大橋ハイム210号
債務者　川島　　忠
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９９号
茨城県土浦市川口２丁目９番32―102号　サンシャイン川口Ｂ、前住所茨城県土浦市川口２丁目９番33―805号　サンシャイン川口Ａ
債務者　鬼頭　朋啓
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０４号
茨城県土浦市都和２丁目１番13―104号　県営都和アパート
債務者　石山　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２２号
茨城県土浦市中高津２丁目10番53号　グリーンハイツ村山Ｂ―202、前住所茨城県土浦市木田余西台12番55号　マイホームタウン205号室
債務者　中島　真実
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
茨城県神栖市田畑624番地　第８平成荘16号棟
債務者　花田　敏光
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１２３８号
埼玉県鴻巣市常光1041番地５
債務者　樋口　政秀
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３９号
埼玉県鴻巣市常光1041番地５
債務者　樋口ひろ子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６４号
埼玉県新座市新座３丁目６番３―105号
債務者　亀井　康平
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８４号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目５番13―108号
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１３号
埼玉県川口市前川４丁目23番３号　102号
債務者　荒木　久子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７５号
埼玉県上尾市大字壱丁目86番地34
債務者　青木　昇治
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９０号
さいたま市岩槻区西町４丁目５番16―101号
債務者　渡辺千亜季
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１７号
埼玉県幸手市中３丁目５番36号　幸団地Ｂ―104
債務者　山口　昭子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係